

令和7年11月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、 開催日時：令和7年11月10日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、 開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、 出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	
4番	富永 安弘	5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悅老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番	安藤 吉孝		

4、 欠席委員 3番 後藤 賢治

5、 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

6、 農業委員会事務局職員

局長 欠 席
係長 今村 翔太
参事 後藤 健一

事務局	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、事務局長は、第4回臨時議会に出ておりますので、総会に出席できません。</p> <p>代わりまして、事務局より総会の進行をさせていただきます。</p> <p>よろしくお願ひします。</p> <p>では、令和7年度第8回高森町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、3番委員より欠席届が出ております。</p> <p>よって、本日は高森町農業委員13名中12名が出席されておられます。</p> <p>農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席を得ておりますので総会が成立することを御報告いたします。</p> <p>それでは、芹口会長に御挨拶をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>秋の取り入れも大体皆終わったのではないかなど、思っております。</p> <p>また、山を見ますと大分紅葉が色づき始めて、これから一雨ごとにだんだん寒くなっていくのではないかなどというふうに思っております。</p> <p>先週、6日・7日と、阿蘇郡市の会長が集まり、宇土市で研修会がございました。</p> <p>宇土市の平坦地でもやっぱり耕作放棄地、あるいはもう畠の中に木が生えてきて、耕作できないような状態になってきているというようなお話で、ああいう農業が非常にしやすいというようなところでも、やっぱり、耕作放棄地が大分増えてきているというようなことでした。</p> <p>農業委員会としても、いち早く耕作放棄地等が確認されれば、情報を共有しながら、新たな耕作者を探すというようなことを、進めいかなければ、だんだんと耕作放棄地等が増えてくるのではないかということでした。</p> <p>宇土市の農業委員会も、いろいろ活動しているというような報告を受けました。</p> <p>また、地域計画等も策定されておりますので、それに向けて農業委員会一丸となって前進していきたいとそう言っておられました。</p> <p>その後、みかんのデコポン農家に行きまして、視察をしてきたところでございます。</p> <p>報告としては以上ですが、今後、高森においても耕作放棄地等を</p>

見られたら、早めにあまり荒れないうちに新しい耕作者を探すために、そういう状況報告を、よければ役場等に連絡していただき、いち早く解消できるようにしていきたいというふうに考えております。

では、これから総会に入っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございました。

それでは、議事に移りたいと思います。

会長に議事進行をお願いいたします。

議長 はい。では、「議第29号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。
本委員会の決定に附する。
令和7年11月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では議事録署名委員ですけれども、今回は6番委員、それから7番委員にお願いをしたいと思います。
よろしくお願ひします。

では、「報告第4号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
別紙のとおり本委員会に報告する。
令和7年11月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。これは報告ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、5ページから6ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、5ページをお開きください。

番号4、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、7ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号5、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、8ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号6、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、9ページから11ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、6ページをお開きください。

番号7、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、12ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。何か質問等はありませんか。

(複数委員) はい。

議長 なければ、報告ですので終わりたいと思います。

では、「議第30号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年11月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。では、3条の審議資料ですので、1番委員、お願ひいたします。

1番委員 謙受人、謙渡人、その他農地の情報は左記のとおりです。
親から子への農地の贈与ということで申請が上がっております。
補足資料は、13ページから15ページです。
よろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足いたします。
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議 長 お父さんからのあれかな、贈与ということは。

事務局 はい。家族間の贈与です。

議 長 何か御質問はございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。では、可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。番号1は可決します。

では、「議第31号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年11月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長 はい。では、5条の審議資料です。

では、番号1、8番委員、よろしくお願ひします。

8番委員 謙受人、謙渡人、土地の所在地、転用目的、転用理由は左記のとおりです。問題はないと思われます。

補足資料は、16ページ、18ページです。
以上です。

事務局 事務局から補足いたします。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等にかかる営農条件への支障の有無について、適當または確実であると判断しています。

申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。では、何か御質問等はございませんか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、このことについて可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、番号1は可決いたします。

次、番号2。

6番委員、御説明をお願いいたします。

6番委員 謙受人、謙渡人、土地の所在地、転用目的、転用理由は左記のとおりです。

もう1つ、転用目的、農地の情報は左記のとおりです。
補足資料は、19から21ページです。

事務局 事務局から補足いたします。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取り図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請にかかる用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等にかかる営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しています。

申請地は公園や学校等の施設が連担している区域、農地が点々と散在している第3種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。何か御意見、御質問等はございませんか。
なければ可決したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員) はい。

議長 はい。では、これも可決いたします。

では、「議第32号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について。

【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年11月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、事務局、御説明をお願いいたします。

事務局 事務局から説明いたします。
12ページをお開きください。
番号1です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に対し、賃貸借権の設定をするものです。

土地、貸付期間、賃借料につきましては、12ページに記載のとおりです。

補足資料は、23ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地、貸付期間、賃借料につきましては、12ページに記載のと

おりです。

補足資料は、24ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3です。

貸付人が農業公社を通して、借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地、貸付期間、賃借料につきましては、12ページに記載のとおりです。

補足資料は、25ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長　　はい。何かございませんか。

(複数委員)　ありません。

議長　　はい。では、この3件を承認したいと思いますが、よろしいですか。

(複数委員)　はい。

議長　　はい。では、農用地利用集積等促進計画を承認いたします。

以上をもちまして、総会の審議は終了いたします。

これで総会を終わります。